

# 特許権取得経費助成

国内における特許権の新規取得に要する費用の一部を助成します。

申請期間 令和5年10月2日（月）～10月31日（火）午後5時必着

助成額 最大 **20万円**

助成率 **2/3**

※申請総額が予算を超える場合、交付額を調整し、予算の範囲内で区が助成額を決定します。

本助成金の詳細は中小企業支援サイトの募集要項をご確認ください。  
(<http://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/>)



## 対象者

- (1) 中小企業基本法に規定する中小企業で、品川区に本社あるいは主な事業所を有していること。個人事業主の場合は品川区内に事業所を有していること。
- (2) 品川区で引続き1年以上事業を営んでいること 等

## 対象知的財産権

特許権 ※商標権・意匠権・実用新案権は対象外です。

## 対象経費

国内における特許権の新規取得に要する弁理士費用、特許庁費用（出願料、審査請求料、審判請求料、特許料、登録料）のうち、**令和5年度内に支払が完了するもの**

- ※令和5年度に先払いし、同期間内に至らない・行わない手続きに関するものは対象外です。
- ※弁理士費用のうち源泉徴収所得税、先行調査経費については、対象外です。
- ※知的財産権の維持費は対象外です。
- ※特許協力条約（PCT:Patent Cooperation Treaty）に基づく国際出願に係る経費は対象外です。ただし日本国内に移行し、国内特許出願に係る経費は対象となります。
- ※その他要件がありますので、必ず募集要項をよくご確認ください。

## 申請方法

「品川区中小企業支援サイト」内の、助成金申請ポータルサイトよりお申込み、および以下の書類をアップロードください。

- ① 競争力強化支援事業実施計画書（区指定様式）※上記QRのサイトよりダウンロードできます。
- ② 助成対象経費の支払および支払日を証する請求書、領収書等の書類  
※出願前の申請の場合は、経費内訳が明確にわかる見積書等を必ず提出してください
- ③ (法人) 履歴事項全部証明書 ※3ヵ月以内に発行のものに限る  
(個人) 開業届
- ④ (法人) 法人事業税納税証明書および法人住民税納税証明書  
(個人) 個人事業税納税証明書および住民税納税証明書（居住地用と事業所用）
- ⑤ (共同出願の場合のみ) 誓約書（区指定様式）

## 実績報告

助成金交付決定および経費支払後、申請時に付与するマイページの実績報告メニューより実績の報告、および以下の書類をアップロードください。  
(申請時に支払いまで全て完了している場合は、申請後そのまま実績報告まで行ってください。)

- ① 取得する知的財産権に関する資料（特許庁への申請書、受領書等）
- ② 経費支払が確認できる書類（原則請求書・領収書の2点。)

## 【お問い合わせ】

品川区商業・ものづくり課 中小企業支援係 TEL 5498-6340 FAX 5498-6338